

華誠の法務ニュースレター

2025 年 4 月 第 45 号

華誠の動向

華誠、2025 年度「WTR 1000」に 10 年連続で選出、2 名の業務エキスパートが再び個人ランキングに登場

法律の動向

国家市場監督管理総局、規則改正により企業関連検査の要件を強化

知的財産権

国务院、「涉外知的財産権紛争の処理に関する規定」を公布

会社商事

証券監督管理委員会、新「会社法」に対応する一部規則・規範性文書を改正・廃止

サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

国家インターネット情報弁公室、「サイバーセキュリティ法（改正草案）」について再度意見募集

市場監督管理総局、「ネット取引コンプライアンスデータ提出管理暫定弁法」を公布
二部門、「顔認証技術応用安全管理弁法」を公布

独占と競争

国家市場監督管理総局、「違法な事業者集中に対する行政処罰裁量基準（試行）」を公布

国家市場監督管理総局、「公平競争審査条例実施弁法」を公布

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、まず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの荣誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、蘇州、池州、鄭州、成都、南寧、昆明、東京、サンフランシスコなどの国内外の都市に支所及び支社を有しています。

30年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のパイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階
郵便番号：200031
電話：(86-21)5292-1111; (86-21) 6350-0777
ファックス：(86-21)5292-1001; (86-21) 6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com
Web サイト：www.watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブロック 5C
郵便番号：100027
電話：(86-10)8563-3059
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪尔ビル 18 階 A2 室
郵便番号：150010
電話：(+86)13936251391
E-mail: harbin@watsonband.com

甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室
郵便番号：730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技園 B3-703 室 干：
264000
電話：0535-4104160
E-mail: yantai@watsonband.com

広州事務所：

広州市天河区華夏路 30 号富力盈通ビル 3708 室
電話：020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路楷林 IFC、A 座 12B 階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州市姑蘇区広濟南路 369 号蘇州華貿センター 1301 室です
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区区天府二街 269 号 27 棟 20 階 2001 号
電話：+86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

華誠、2025 年度「WTR 1000」に 10 年連続で選出、2 名の業務エキスパートが再び個人ランキングに登場……………4

法律の動向

国家市場監督管理総局、規則改正により企業関連検査の要件を強化……………5

知的財産権

国务院、「涉外知的財産権紛争の処理に関する規定」を公布……………6

会社商事

証券監督管理委員会、新「会社法」に対応する一部規則・規範性文書を改正・廃止……………7

サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

国家インターネット情報弁公室、「サイバーセキュリティ法（改正草案）」について再度意見募集……………8

市場監督管理総局、「ネット取引コンプライアンスデータ提出管理暫定弁法」を公布……………9

二部門、「顔認証技術応用安全管理弁法」を公布…………… 10

独占と競争

国家市場監督管理総局、「違法な事業者集中に対する行政処罰裁量基準（試行）」を公布………… 11

国家市場監督管理総局、「公平競争審査条例実施弁法」を公布 …………… 12

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

華誠、2025年度「WTR 1000」に10年連続で選出、2名の業務エキスパートが再び個人ランキングに登場

このたび、権威ある国際的な知的財産メディアである『World Trademark Review』（以下、WTR）は、2025年度版『WTR 1000 グローバルリーディング商標事務所リスト』を発表した。華誠は、10年連続で同リストに選出され、「権利行使と訴訟」および「出願と戦略」の両分野においてリーディングランクを獲得した。

WTR 1000 2025
WTR 1000 - the World's Leading Trademark Professionals - a unique guide that identifies the top trademark professionals in key jurisdictions around the globe. The WTR 1000 focuses exclusively on trademark practice and has firmly established itself as the definitive 'go-to' resource for those seeking world-class legal trademark expertise.



WTR Research

CHINA AND SARs: CHINA: DOMESTIC



The WTR 1000 focuses exclusively on trademark practice and has firmly established itself as the definitive 'go-to' resource for those seeking world-class legal trademark expertise.

**China and SARs: China: Domestic**

Bronze - Firms: enforcement and litigation

Bronze - Firms: prosecution and strategy

また、華誠のシニアパートナーである張黎明弁護士および劉一舟弁護士は、「権利行使と訴訟」分野の個人ランキングにおいて、ともに第二梯队「シルバー」ランクへ昇格した。さらに、張黎明弁護士は「ライセンスと取引」分野においても、再び「Recommended（推奨）」ランクに選出された。

法律の動向

国家市場監督管理総局、規則改正により企業関連検査の要件を強化

このほど、国家市場監督管理総局は「一部の部門規則の廃止および改正に関する決定」（以下「本決定」という）を発表した。本決定は 5 月 1 日より施行される。

「本決定」の主な改正点は以下のとおりである。

1. 「企業公示情報抜取検査暫定弁法」を改正し、「各級市場監督管理部門は、検査の統合管理を強化し、恣意的な検査、複数の部門による検査、重複検査を効果的に回避しなければならない」と明確化した。

2. 「中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例実施弁法（2022 年改正版）」を改正し、省級市場監督管理部門が管轄する工業製品生産許可に関する許認可権限は、下級機関に委譲してはならないことを明確化した。ただし、省級市場監督管理部門は、業務上の必要性に基づき、工業製品生産許可の実施を下一級の市場監督管理部門に委託することができる。

3. 「検査測定機関監督管理弁法」を改正し、不実の検査測定報告書を発行した検査測定機関に対する罰金を「3 万元」から「5 万元以下」にへ、虚偽の検査測定報告書を発行した検査測定機関に対する罰金を「3 万元」から「10 万元以下」にそれぞれ改正した。

（国家市場監督管理総局より）



国務院、「涉外知的財産権紛争の処理に関する規定」を公布

国務院は、3月20日付で「涉外知的財産権紛争の処理に関する規定」（以下「本規定」）を公布した。本規定は2025年5月1日より施行される。

「本規定」は全18条からなり、主に①サービスの強化、②企業の実力強化、③国外における調査・証拠収集の規律、④不公正な待遇への対抗措置、に関する内容を含むものである。具体的には、国務院の関係部門が国外の知的財産情報に関する照会サービスおよび早期警戒体制を強化し、涉外知的財産紛争の処理に関する指導機関及び業務手順を整備し、紛争対応に関する指導及び権利保護支援を提供することを明確にしている。また、商事調停組織及び仲裁機関による涉外知的財産紛争解決への関与を支援し、法律事務所や知的財産サービス機関等の涉外知的財産サービス提供能力の強化を促進し、中国の国民及び組織に対し、効率的かつ利便性の高い涉外知的財産紛争の解決手段並びに関連サービスを提供するものである。

（中国政府網より）



証券監督管理委員会、新「会社法」に対応する一部規則・規範性文書を改正・廃止

このほど、中国证券監督管理委員会（以下「証監会」という）は、「一部証券先物規則の改正に関する決定」及び「一部証券先物規範性文書の改正・廃止に関する決定」を公布し、併せて改正後の「上場会社定款指針」及び「上場会社株主総会規則」を公布した。これらはすべて公布日より施行される。



今回の集中的な改正・廃止の内容には、以下のものが含まれる。

- ・新「中華人民共和国会社法（2023年改正）」及び「『中華人民共和国会社法』における登録資本登記管理制度の実施に関する国务院の規定」の定めに基づき、上場会社の監査役会および監査役に関する規定を削除し、非上場の公開会社、ファンド管理会社等が法令に基づき監査委員会または監査役会を内部監督機関として選択可能であることを明確化した。

- ・「上場会社ガバナンス準則」、「上場会社株式インセンティブ管理弁法（2018年改正）」等の規則におけるコーポレートガバナンス関連規定、及び「上場会社買収管理弁法（2020年改正）」等の規則における独立取締役に関する規定、並びに字句表現及び引用する新「中華人民共和国会社法（2023年改正）」の条文番号等を調整した。

（中国证券監督管理委員会より）

サイバーセキュリティ及びデータコンプライアンス

国家インターネット情報弁公室、「サイバーセキュリティ法（改正草案）」について再度意見募集

このほど、国家インターネット情報弁公室は「中華人民共和国サイバーセキュリティ法（改正草案再度意見募集稿）」（以下「意見募集稿」という）を起草し、社会からの意見募集を開始した。意見提出期限は4月27日である。

「意見募集稿」における主な改正内容は以下のとおりである。

1. ネットワーク運用のセキュリティに関する法的責任
2. ネットワーク情報のセキュリティに関する法的責任
3. 個人情報および重要データのセキュリティに関する法的責任
4. 行政処罰を軽減、減軽、または免除する場合に関する規定

特筆すべき点として、「意見募集稿」では、現行法の罰金額の範囲を調整し、関連する処罰規定を追加する方向での改正案が提示されている。また、安全認証・安全審査を受けていない、または安全認証に不合格もしくは安全審査で要求に適合しなかった重要ネットワーク設備及びサイバーセキュリティ専用製品の販売・提供に対する法的責任が新たに規定されている。さらに、重要情報インフラ事業者が、安全審査を受けていない、もしくは安全審査に不合格となったネットワーク製品またはサービスを使用した場合の措置および処罰措置が明確化されている。

（国家インターネット情報弁公室より）



市場監督管理総局、「ネット取引コンプライアンスデータ提出管理暫定弁法」を公布

このほど、国家市場監督管理総局は「ネット取引コンプライアンスデータ提出管理暫定弁法」（以下「本弁法」という）を公布した。本弁法は、4月25日より施行される。

「本弁法」の主な内容は以下の4点である。

1. ネット取引コンプライアンスデータの範囲の明確化

国内で発生するネット取引事業者の身元情報、違法行為に関する手がかりデータ、行政執行協力調査データ、特定の商品やサービスの取引データなど、ネット取引の監督管理に関連するデータを、ネット取引におけるコンプライアンスデータとして明確化した。

2. ネット取引コンプライアンスデータ提出行為の規範化

4種類のデータについて、提出期限、提出階層、提出内容を明確にした。

3. ネット取引コンプライアンスデータの利用および管理の規範化

各級市場監督管理部門は、ネット取引コンプライアンスデータを法に則って監督執行やビッグデータの総合分析・活用に利用できること、法令に基づきデータの安全を保障し、職務を遂行する中で知り得たデータについて守秘義務があることを明確にした。

4. 行政データサービスと社会によるガバナンスを支援

総局が関連規定または基準に基づき行政データサービスを提供することを明確にした。社会の各主体がネット取引コンプライアンスデータを合法的に利用し、ネット市場のガバナンスに参加することを奨励している。

（国家市場監督管理総局より）



二部門、「顔認証技術応用安全管理弁法」を公布

このほど、国家インターネット情報弁公室と公安部は共同で「顔認証技術応用安全管理弁法」（以下「本弁法」という）を公布した。本弁法は 6 月 1 日より施行される。

「本弁法」の主な内容は以下のとおりである。

1. 顔認証技術を用いて顔情報を処理する際の基本的な要件を明確化。
2. 顔認証技術を応用して顔情報を処理する際の処理規則を明確化。

顔認証技術を用いて顔情報を処理するには、特定の目的と十分な必要性がなければならず、個人情報取扱者は告知や個人情報保護影響評価の実施などの義務を履行しなければならない。

3. 顔認証技術の応用における安全規範を明確化。

同一の目的を実現するため、または同等の業務要件を満たすために、顔認証技術以外の他の方式が存在する場合、顔認証技術を唯一の認証方式としてはならない。

4. 監督管理職責および法的責任を明確化。

個人情報取扱者は、顔認証技術を用いて処理した顔情報の保存数が 10 万人に達した日から 30 営業日以内に、所在地の省級以上のインターネット情報部門に対し、届出手続きを履行しなければならない。また、本弁法の規定に違反した場合の法的責任を明確化した。

（国家インターネット情報弁公室より）

国家市場監督管理総局、「違法な事業者集中に対する行政処罰裁量基準（試行）」を公布

このほど、国家市場監督管理総局は「違法な事業者集中に対する行政処罰裁量基準（試行）」（以下「本基準」という）を公布した。本基準は公布日より施行される。

「本基準」は、「中華人民共和国行政処罰法（2021 年改正）」および「中華人民共和国反独占法（2022 年改正）」等に基づいて制定され、条文と事例を組み合わせた方式を採用し、全 18 条、7 つの事例を含む。

「本基準」は、違法な事業者集中に関する行政処罰の実務経験を総括し、事業者が一般的に関心を寄せる違法となる状況、処罰の軽減・加重情状、処罰レベルの調整要因および調整幅等の問題に対し、的を絞って回答し解決を図るものである。また、実務上件数が多く、かつ執行経験が比較的成熟している、競争を排除・制限する効果を有さない案件について、行政処罰裁量の情状、手順、程度を細分化し、科学的に設定している。

「本基準」は、違法な事業者集中に対する処罰裁量の根拠や基準等を細分化・明確化しており、事業者の合法的な権益をより良く保護することや、事業者の予見可能性を高めることに資するものである。

（国家市場監督管理総局より）



国家市場監督管理総局、「公平競争審査条例実施弁法」を公布

このほど、国家市場監督管理総局は「公平競争審査条例実施弁法」（以下「本弁法」という）を公布した。本弁法は、2025 年 4 月 20 日より施行される。

「本弁法」は全 48 条からなり、「公平競争審査条例」（以下「本条例」という）の枠組みの下で、公平競争審査の全体的な要件、部門の職責、審査基準、審査メカニズム、審査手続、並びに監督保障措置などを細分化し、整備している。

「本弁法」は、「本条例」に規定された以下の 4 つの側面に関する審査基準を、66 項目の具体的な状況に細分化しており、これにより、各級市場監督管理部門および政策措置の起草部門が正確に理解し、規範的に適用しやすくなるようにしている。

- ・市場参入および退出の制限または事実上の制限
- ・商品・要素の自由な流動の制限
- ・生産経営コストへの影響
- ・生産経営行為への影響

また、「本弁法」は、例外規定の濫用により市場競争が損なわれることを防ぐため、例外規定における「公平競争への影響がより小さい代替案が存在しないこと」や「合理的な実施期間」などの概念の意味を明確化した。

（国家市場監督管理総局より）
